



2025年2月17日

各 位

会社名 株式会社 LIXIL
代表者名 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸 欣哉
(コード番号 5938 東証プライム市場・名証プレミアム市場)
問合せ先 IR 室 室長 川合 綾
(TEL. 050-1790-5041)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、取締役（社外取締役を含む、執行役を兼務しない取締役。以下同じ。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

当社は、取締役に対して、在任期間中にわたり当社の株主との利害共有を深めること及び中長期的な企業価値向上に勤しむことを促すために、2025年定時株主総会開催日より、現行のファントムストック制度に代わり、本制度を導入いたします。当社は、2019年以降、取締役に対して、ファントムストック制度を導入しておりますが、取締役が株主との利害共有の観点で自社株式を保有する意義の重要性に鑑み、報酬委員会で審議を重ねた結果、ファントムストック制度に代わり、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、原則として毎年、取締役（以下、「割当対象者」という。）に対して、報酬委員会の決議により譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を支給し、取締役会の決議により当該金銭報酬債権を現物出資させることで当社の普通株式を発行又は処分する方法により、これを保有させるものといたします。

当社の普通株式を発行又は処分する価格については、恣意性を排除するため、割当対象者の就任日から遡って30営業日における各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値（小数点が発生した場合は、小数点第1位を整数に切り上げる。）といたします。ただし、当該平均値について取締役会が割当対象者に特に有利な金額となる懸念があると判断した場合には、取締役会が譲渡制限付株式報酬としての当社の普通株式の発行又は処分を決議する日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を適用いたします。

なお、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下（2）～（5）の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給することとしております。

(2) 譲渡制限期間

譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）は、譲渡制限付株式の割当日から（3）に従って譲渡制限が解除されるまでの期間であります。本譲渡制限期間中、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、

第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

（３） 譲渡制限の解除

割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社の取締役の地位から退任した時点（ただし、当該退任の日が事業年度経過後３か月を超える日の前日以前の場合には、当該事業年度経過後３か月を超える日。）をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の前日までに当社の取締役の地位から退任した場合には、就任日の属する月から割当対象者が当社の取締役の地位から退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、割当対象者が当社の取締役の地位から退任した時点をもって、これに係る譲渡制限を解除いたします。

（４） 譲渡制限付株式の無償取得

割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、当社の取締役の地位から退任した場合において、上記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、本譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。その他、禁固以上の刑に処させることが確定した場合等においても、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

（５） 組織再編等における取扱い

本割当株式につき本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会とする。）で承認された場合には、報酬委員会決議により、就任日の属する月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。この場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得するものいたします。

以上